

第4節 放送政策の動向

1 概要

1 これまでの取組

放送は、民主主義の基盤であり、災害情報や地域情報などの社会の基本情報の共有というソーシャル・キャピタルとしての役割を果たしてきた。

従来アナログで行われていたテレビ放送は、2012年（平成24年）3月末をもって完全デジタル化し、ハイビジョン画像の映像、データ放送の実現など、放送サービスの高度化が進展した。総務省では、ハイビジョンより高精細・高画質な4K・8K放送サービスを促進するため、2015年（平成27年）7月に改定されたロードマップに沿って放送事業者・家電メーカーなどと連携しながら、2021年（令和3年）に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会を全国の多くの方々に4K・8Kの躍動感と迫力のある映像で楽しんでいただけるように必要な取組を進めてきた。

また、コンテンツの海外展開は、コンテンツを通じて我が国の魅力が海外に発信されることにより、訪日外国人観光客の増加や農林水産品・地場産品などの輸出拡大といった大きな波及効果が期待できるものである。総務省では、関係省庁・機関とも連携しながら、放送コンテンツの海外展開の取組を推進してきた。

さらに、震災時に特に有用性が認識されたラジオを中心に、今後とも放送が災害情報などを国民に適切に提供できるよう、ラジオの難聴対策、送信設備の防災対策などの放送ネットワークの強靱化に資する取組を推進してきたほか、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現するため、民間放送事業者等における字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費及び生放送番組への字幕付与設備の整備費に対する助成や放送事業者の字幕放送等の普及目標値を定める「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の策定等の取組により、視聴覚障害者等向け放送の普及を促進してきたところである。

このほか、放送については、放送番組の「送り手」だけでなく「受け手」の存在も重要であることから、総務省では、特に小・中学生及び高校生を対象に放送メディアに対するリテラシーの向上に取り組んでおり、教材開発や普及活動、学習用教材の貸出し等を行っている。

2 今後の課題と方向性

ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長、視聴デバイスの多様化などを背景に、視聴者の視聴スタイルが変化しテレビ離れが加速するなど、放送を取り巻く環境は大きく変化している。視聴者は情報を放送からのみならずインターネットから得ることが増え、地上テレビジョン放送の広告費は長期的には低下傾向が続く可能性があり、構造的な変化が迫られている。他方、インターネット空間においてはフェイクニュース等の問題も顕在化しており、インフォメーション・ヘルスの確保が課題となっているところ、放送は信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった役割を果たしており、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増大している。

このような状況の変化に対応して、放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点で検討するとともに、放送事業の基盤強化、放送コンテンツの流通の促進、放送ネットワークの強靱

化・耐災害性の強化等の課題に取り組む必要がある。

2 デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討

総務省では、時代の変化に対応した放送の将来像や放送制度の在り方について、既存の枠組に囚われず、経営の選択肢を増やす観点から中長期的な視点で検討するため、2021年（令和3年）11月から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（以下「放送制度検討会」という。）を開催し、2022年（令和4年）8月に「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」を公表した^{*1}（図表5-4-2-1）。本取りまとめでは、主に①放送ネットワークインフラの将来像、②放送コンテンツのインターネット配信の在り方、③放送事業者の経営基盤強化の3つの論点について提言されている。本取りまとめの提言等を踏まえ、複数の放送対象地域の国内基幹放送事業者が一定の条件の下で同一の放送番組の放送を同時に行うための制度を整備するとともに、一の放送対象地域において複数の特定地上基幹放送事業者が中継局設備を共同で利用することを可能とするなどの措置を講ずることを内容とする放送法及び電波法の一部を改正する法律が2023年（令和5年）5月に成立した（令和5年法律第40号）。総務省では、今後、その円滑な施行に向けて準備を進めていくとともに、引き続き、小規模中継局等のブロードバンド等による代替や放送コンテンツの政策・流通を促進するための方策の在り方等の検討を進めていく。

図表5-4-2-1 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」取りまとめ（令和4年8月5日公表）概要



*1 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（2022年（令和4年）8月5日）：
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000236.html

3 公共放送の在り方

放送制度検討会の報告書を踏まえ、2022年（令和4年）9月から「公共放送ワーキンググループ」を開催し、NHKのインターネット配信の在り方等について検討を行っている。具体的には、①インターネット時代における公共放送の役割、②公共放送のインターネット活用業務の在り方、③インターネット活用業務に関する民間放送事業者との協力の在り方、④インターネット活用業務の財源と受信料制度について議論が進められている。総務省では、ワーキンググループでの議論も踏まえ、時代の要請に応じた公共放送の在り方について検討を行っていく。

4 放送事業の基盤強化

1 AMラジオ放送に係る取組

民間AMラジオ放送事業者が使用しているAM送信設備には設置後50年以上が経過しているものが多く、老朽化が深刻な状況となっている。一方で、民間AMラジオ放送事業者においては、AMラジオ放送の難聴を解消することなどを目的として導入されたFM補完放送の開始によってAMとFMの両方の設備に係るコスト負担が発生しているほか、事業収入が減少傾向にあるため、AMラジオ放送設備の更新費用が経営上の課題となっている。

このような厳しい経営状況を踏まえ、民間AMラジオ放送事業者が、経営判断としてAM放送からFM放送への変更（FM転換）やFM転換を伴わないAM放送を行う中継局の廃止を検討するに当たって、総務省は6か月以上の期間AM局の運用休止を行うことを可能とする特例措置を、2023年（令和5年）11月に行われる放送事業者の一斉再免許の際に設けることとしている。総務省では、当該特例措置の内容やその要件、手続等を示す「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」を2023年（令和5年）3月に公表しており、今後、特例措置の適用を踏まえたAM局の休止に伴う、住民や地方自治体への影響等の検証を行う予定である。

2 新4K8K衛星放送の普及に向けた取組の強化等

2021年（令和3年）10月に公表された「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書」（図表5-4-4-1）において、今後取り組むべき事項として、①新4K8K衛星放送の普及のための受信環境整備の推進や4Kコンテンツの充実、②周波数の有効利用の推進のためのBS右旋の空き帯域の活用やBS左旋の未使用帯域の活用、③経営環境変化への対応のためのインフラ利用料金の負担軽減や柔軟なプラットフォーム運営の実現などについて提言されている。

総務省は、この提言を踏まえ、2022年（令和4年）8月に「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書を踏まえたBS右旋の空き帯域の4K放送への割当てに関する基本的考え方」を公表し、

- ・今後、BS右旋に一定の空き帯域が確保できた場合には、4K放送普及の観点から、当該帯域は4K放送に割り当てるのが適当であること
- ・右旋を左旋と同様に4K等の超高精細度テレビジョン放送の伝送路としても位置付けることが適当であること
- ・事業者の選択により、自発的に2K放送の映像符号化方式の高度化が進められる可能性を念頭に、必要な検証を経た上で、同一トランスポンダにおいて2K放送と4K放送が共存できる環

境を整備することが考えられること等の考え方を整理したところである。

総務省では、この基本的考え方等を踏まえて、2022年（令和4年）11月に基幹放送普及計画を改正し、2023年（令和5年）夏頃の認定に向けて同年3月にBS右旋で4K放送を行う衛星放送事業者の公募を開始（5月末締切）したところであり、引き続き、放送事業者、メーカー、関係団体等との連携の下、より一層の4K放送の拡充・普及に向けて取り組むこととしている。

図表5-4-4-1 衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書概要

現状・課題		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年12月の「新4K8K衛星放送」以降、視聴可能受信機は累計約1,003万台（※）に到達。一方、受信環境の整備、4Kコンテンツの充実、視聴者に対する周知広報の一層の推進が必要。 ※ 2021年8月末時点 ○ 今後、BS右旋で一定の空き帯域が発生。また、BS及びCSの左旋においては、依然として多くの未使用帯域が存在。 ○ インターネット動画配信の普及や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、放送事業者の経営環境は厳しさを増しており、衛星の中継器料等のインフラ利用料金の負担軽減といった新たな課題が発生。 		
今後取り組むべき事項		
1. 新4K8K衛星放送の普及	2. 周波数の有効利用の推進	3. 経営環境変化への対応
<p>(1) 受信環境整備の推進</p> <p>産官が連携し、以下の取組を推進。</p> <p>① 受信方法に関する周知広報強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 右旋と左旋の受信環境の差異を踏まえた周知 ○ ケーブルテレビ及び光通信回線によるサービス活用の周知 <p>② 設備改修支援策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛星放送用受信環境整備事業 ○ ケーブルテレビネットワーク光化促進事業 <p>③ 新たな技術を活用した簡便な改修方法の開発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プラスチックファイバー（POF）やローカル5Gの活用 <p>(2) 4Kコンテンツの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ビュア4Kコンテンツの質・量両面での充実が不可欠 ② 訴求効果の高い周知広報の推進 	<p>(1) BS右旋の空き帯域の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 今後、一定の空き帯域が確保できた場合には、4K放送普及の観点から、当該帯域は4K放送に割当て。 ② 割当ての際には、必要な制度を整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹放送普及計画の改正 ○ 費用負担の考え方の整理 <p>(2) 左旋の未使用帯域の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受信環境整備を着実に推進。 ② 4K・8K放送以外の新たなサービスへの活用可能性についても検討。 <ul style="list-style-type: none"> ○ HEVC方式の2K放送への活用に関する技術的可能性の検証 	<p>(1) インフラ利用料金の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ① インフラ事業者（B-SAT及びスカパーJSAT）は、コスト構造の見直しにより利用料金軽減に向けた取組を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ○ システムのスリム化、運用コスト精査 ○ 地球局設備等の統合運用・共同利用 ○ ハイブリッド衛星調達の可能性の検討 ② インフラ事業者と放送事業者等との意見交換の場を設置。 <p>(2) 柔軟なプラットフォーム運営の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有料放送管理事業者（スカパーJSAT）が、「プラットフォームガイドライン」の改正を含め、市場環境の変化に迅速・柔軟に対応することが必要。

5 放送コンテンツ制作・流通の促進

1 放送コンテンツの制作・流通の促進

ア 放送コンテンツなどの効果的なネット配信に関する取組

放送制度検討会の取りまとめにおいて、ローカル局をはじめとする放送事業者の設備負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要であると言及されている。

こうした環境を整備する観点からは、放送事業者によるコンテンツの制作の促進に加え、そうしたコンテンツがより幅広く視聴されるよう、放送やインターネット上における流通の一層の促進が重要となると考えられる。特に、地域情報の発信において、今後ローカル放送局には大きな役割が期待されている。

インターネット動画配信サービスの伸長や視聴スタイルの多様化など放送を取り巻く環境が変化中、放送がこれまで果たしてきた社会基盤としての役割を引き続き果たし続けるためには、放送波に限らず、インターネットにおける多様なプラットフォームの活用促進によって、我が国の放送コンテンツが国内外で広く流通することが重要であると考えられる。

このような考えの下、放送制度検討会の下に開催される会合として、「放送コンテンツの制作・

流通の促進に関するワーキンググループ」を2022年（令和4年）12月より開催し、インターネット時代における、放送コンテンツの制作・流通を促進するための方策の在り方について、関係事業者等の協力を得つつ検討を行っている。

イ 放送分野の視聴データ活用とプライバシー保護の在り方

インターネットに接続されたテレビ受信機などから放送番組の視聴履歴などを収集・分析すれば、例えば、地域ごとの視聴者のきめ細かい視聴ニーズに寄り添った番組制作や災害情報の提供などに有効に活用することが可能となる一方で、個々の視聴者の政治信条や病歴のようなセンシティブな個人情報を推知することなども技術的には可能となってしまうという課題がある。

総務省では、放送分野の個人情報保護について、放送の公共性に鑑み、動画共有サイトの閲覧履歴などにも適用される個人情報保護法上の最低限のルールに加え、放送受信者等の個人情報を取り扱うすべての者が遵守すべき放送分野固有のルールを「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」で定めている。さらに、2021年（令和3年）4月から「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を開催し、2022年（令和4年）及び2023年（令和5年）に改正個人情報保護法を踏まえた同ガイドラインの改正を行ったところ、引き続きデータ利活用とプライバシー保護のバランスのとれたルール形成の観点から、放送に伴い収集される視聴履歴などの取扱いに関するルールの在り方に加えて、放送コンテンツのネット配信における配信履歴などの取扱いに関するルールの在り方についても検討を行っている。

ウ 放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化

スマートデバイスの普及などに伴う視聴環境の変化を踏まえ、放送事業者は、放送番組のインターネットでの同時配信等（同時配信、追っかけ配信及び見逃し配信をいう。以下同じ。）の取組を進めている。これは、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興・国際競争力の確保などの観点から重要な取組となっている。一方で、放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されており、同時配信等にあたって著作権等の処理ができないことにより「フタかぶせ」が生じる場合があるなど、権利処理上の課題が存在しており、同時配信等を推進するに当たっては、著作物等をより迅速かつ円滑に利用できる環境を整備する必要があった。

そこで、総務省において、同時配信等に係る権利処理の円滑化に向け、著作権法（昭和45年法律第48号）を所管する文化庁とともに関係者から意見を聴取するなど、制度改正の方向性を検討した結果、令和3年通常国会で著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）が成立し、当該円滑化に関する措置が講じられた。改正後、2022年（令和4年）4月には民放5系列揃っての同時配信が実現するなど、本格化しつつある同時配信等について、権利処理の動向を注視しながら、更なる円滑化に向けた検討を行っている。

エ 放送コンテンツの適正な製作取引の推進

総務省では、放送コンテンツ分野における製作環境の改善及び製作意欲の向上などを図る観点から、有識者などで構成される「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」を開催し、同会議での議論などに基づき、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（第7版）（以下「ガイドライン」という。）を策定し、放送事業者及び番組製作会社に対して、

放送コンテンツの製作取引の適正化を促す取組を進めている。

具体的には、放送コンテンツの製作取引の状況を把握するため定期的にガイドラインのフォローアップ調査を実施するとともに、ガイドラインの遵守状況について放送事業者及び番組制作会社に対してヒアリングを行うなどの実態把握を進め、発覚した問題点について下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第4条に基づく指導などを行うほか、ガイドラインの周知・啓発のための講習会を開催し、製作取引に関する個別具体的な問題について弁護士に無料で相談できる窓口「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」を開設している。

2 放送コンテンツの海外展開

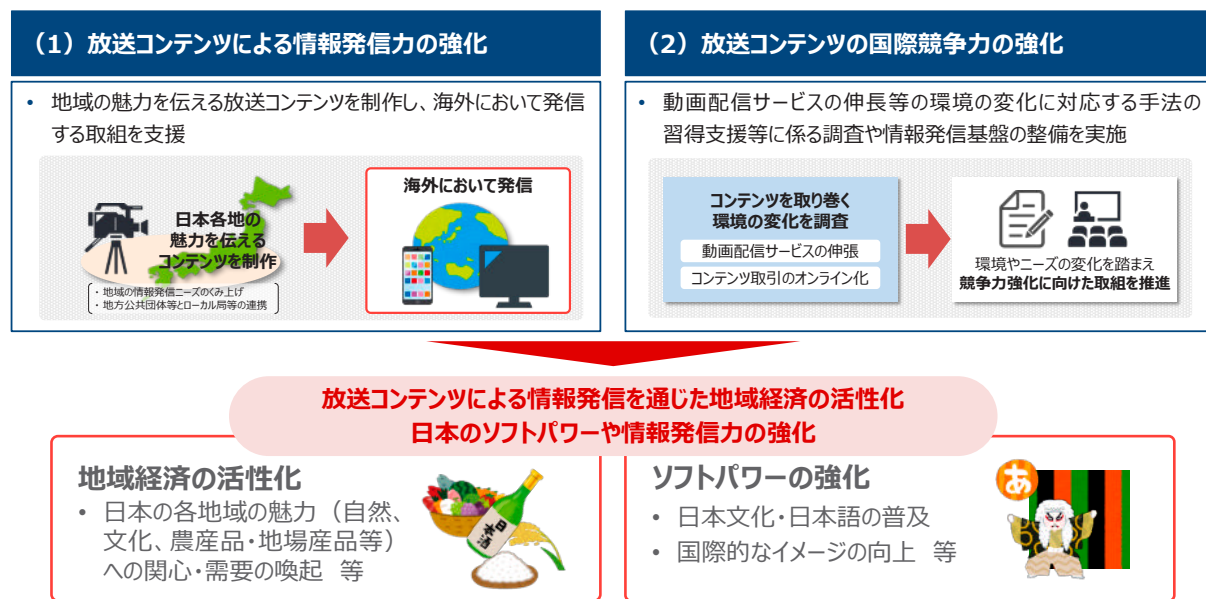
動画配信サービスの伸張等によって国境を越えたコンテンツの流通が進んでおり、我が国でも海外のコンテンツの存在感が高まりつつある。このような状況の中、我が国のコンテンツ産業が発展していくためには、世界を視野に入れて質の高いコンテンツを制作し、海外展開を積極的に図ることで拡大する市場の成長を取り込んでいく必要がある。

また、コンテンツの海外展開は、日本の魅力を海外に伝え、我が国の自然・文化への関心を高めることにつながり、訪日外国人観光客の増加や農林水産品・地場産品の販路拡大などの経済的な効果が見込まれるだけでなく、我が国に対するイメージ向上にも寄与し、ソフトパワーの強化が期待されるなど、外交的な観点からも極めて重要である。

総務省では、放送コンテンツの海外展開を推進する「一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構」（BEAJ（ビージェイ））や関係省庁・機関などとも連携しながら、日本の放送事業者等が地方自治体等と連携し、日本の地域の魅力を発信する放送コンテンツを制作して海外の放送局等を通じて発信する取組を継続的に支援している。また、2022年（令和4年）10月のMIPCOM（フランス・カンヌ）及びTIFFCOM（東京）、同年12月のATF（シンガポール）などのコンテンツ国際見本市においては、我が国のコンテンツを広く海外展開していく契機とするため、官民が連携してセミナーを開催するなどのPR活動を実施したところである。2023年度（令和5年度）からは、海外展開に積極的に取り組む放送事業者や制作会社等との連携の下、海外に対して日本の放送コンテンツの情報を発信するオンライン基盤の整備等に着手している。

こうした取組等も含め、2025年度（令和7年度）までに海外売上高を1.5倍（対2020年度（令和2年度）比）に増加させることを目標に、コンテンツの海外展開を引き続き推進していく（[図表5-4-5-1](#)）。

図表5-4-5-1 放送コンテンツの海外展開の推進



6 視聴覚障害者等向け放送の普及促進

視聴覚障害者等がテレビジョン放送を通じて円滑に情報を入手することを可能にするため、総務省は字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定める「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を2018年（平成30年）2月に策定し、放送事業者の自主的な取組を促している。また、2022年（令和4年）11月から有識者、障害者団体、放送事業者等から構成される「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」において、直近の字幕放送等の実績や技術動向等を踏まえ、この指針の見直しをはじめ、視聴覚障害者等向け放送の充実に関する施策について議論を行っている。

また、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づき、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費に対する助成を行っている。また、生放送番組への字幕付与には多くの人手とコストがかかることに加え、特殊な技能を有する人材等を必要とすることから、2020年度（令和2年度）からは、最先端のICTを活用したシステムを含む生放送番組への字幕付与に係る機器の整備費に対する助成も行っている。

7 放送ネットワークの強靱化、耐災害性の強化

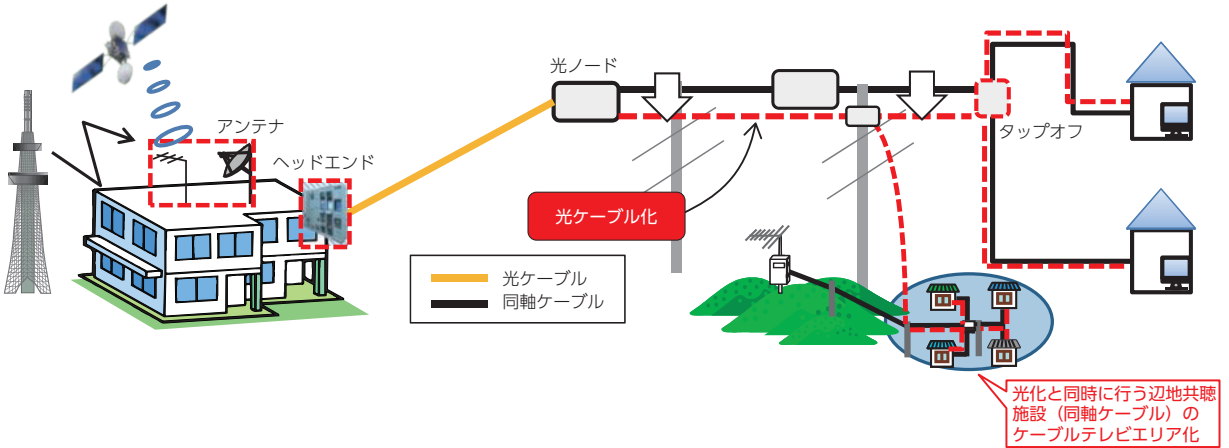
1 ケーブルネットワークの光化

総務省では、地域の情報通信基盤であるケーブルネットワークの光化による耐災害性の強化のため、2022年度（令和4年度）第2次補正予算及び2023年度（令和5年度）当初予算において、地域におけるケーブルテレビネットワークの光化等に要する経費を一部補助する「『新たな日常』の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業」を実施している（図表5-4-7-1）。本事業は、令和4年度第2次補正予算から、ケーブルテレビ事業者が既存サービスエリアの光化と同時に光化されていない共聴施設をケーブルテレビエリア化する場合に、これらを一体的に支援できるように新たに措置したものである。

図表5-4-7-1 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

事業イメージ

- 事業主体
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)
- 補助対象地域
以下の①～③のいずれも満たす地域
①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
②条件不利地域
③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域
- 補助率
(1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者)：1/2
(2)第三セクター(承継事業者)：1/3
- 補助対象経費
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等
※光化と同時に行う辺地共聴施設(同軸ケーブル)のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む(R4補正予算から拡充)。



2 放送事業者などの取組の支援

総務省では、放送ネットワークの強靱化に向けた放送事業者や地方自治体などの取組を支援するため、2023年度(令和5年度)当初予算において、「放送ネットワーク整備支援事業(地上基幹放送ネットワーク整備事業及び地域ケーブルテレビネットワーク整備事業)」(図表5-4-7-2)や、「民放ラジオ難聴解消支援事業」及び「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」を実施している。

図表5-4-7-2 放送ネットワーク整備支援事業

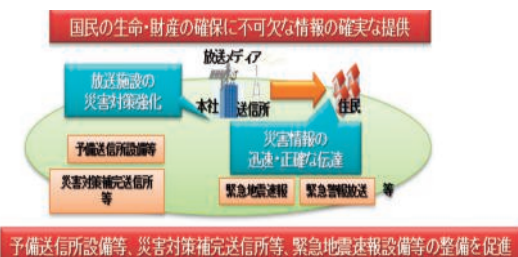
- 放送ネットワーク整備支援事業は、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、以下の整備費用の一部を補助することにより、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するもの。
 - ① ラジオ・テレビの新規整備に係る予備送信所設備、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等
 - ② ケーブルテレビ幹線の2ルート化等

補助率

- 地方公共団体(※)：1/2
 - 第三セクター(※)、民間放送事業者等(①に限る)：1/3
- ※②についてはこれらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。

事業名称・イメージ

①地上基幹放送ネットワーク整備事業



②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

